

**浜松市公共下水道終末処理場（西遠処理区）
運営事業**

実施方針素案

平成27年6月1日

浜松市上下水道部

はじめに

浜松市（以下「市」という。）は、浜松市公共下水道西遠処理区（以下「本処理区」という。）において、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号。以下「P F I 法」という。）に基づき、（仮称）西遠浄化センター、（仮称）浜名中継ポンプ場及び（仮称）阿蔵中継ポンプ場の運営等を行う浜松市公共下水道終末処理場（西遠処理区）運営事業を実施する民間事業者を選定することを計画している。

本実施方針素案は、P F I 法に基づく特定事業の選定及び当該事業を実施する民間事業者の選定を行うに当たって、P F I 法第 5 条第 1 項の規定に基づいて市が策定する実施方針に記載を予定している実施条件に関する事項のうち、主なものについて現時点の考え方を整理したものである。本実施方針素案は、民間事業者等より幅広く意見を受け付けるために、市で取りまとめたものであり、意見収集の結果等を踏まえて、本事業に係る実施方針及び募集要項等を策定することとしている。

目 次

第1	特定事業の選定に関する事項	1
1	特定事業の事業内容に関する事項	1
(1)	事業の名称	1
(2)	事業の対象施設	1
(3)	公共施設等の管理者の名称	1
(4)	事業の背景・目的	1
(5)	事業方式	2
(6)	事業の範囲	2
(7)	事業期間	4
(8)	利用料金の設定及び収受	5
(9)	事業の費用負担	7
(10)	設備更新等の取扱い	8
(11)	運営権者が受領する権利・資産	8
(12)	市から運営権者への職員の派遣	9
(13)	運営権者が支払う運営権対価	9
2	特定事業の選定方法に関する事項	9
(1)	選定基準	9
(2)	選定結果の公表	9
第2	民間事業者の募集及び選定に関する事項	10
1	募集及び選定方法	10
2	募集及び選定スケジュール（案）	10
3	応募者の参加資格要件	10
(1)	応募者の構成	10
(2)	応募企業、コンソーシアム構成員に共通の参加資格	11
(3)	応募企業又は代表企業に求められる要件	12
4	審査及び選定手続き	12
(1)	P F I 専門委員会の設置	12
(2)	審査方法	12
(3)	審査結果の公表	12
(4)	優先交渉権者及び特定事業の選定の取消し	12
5	優先交渉権者選定後の手続き	13
(1)	基本協定の締結	13
(2)	S P C の設立	13
(3)	優先交渉権者による運営準備行為	13
(4)	運営権の設定及び実施契約の締結	13
(5)	運営権者譲渡対象資産の譲受	13
(6)	事業の開始	14
第3	民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項	15
1	事業の前提条件	15
2	リスク分担の基本的な考え方	15
3	事業の実施状況のモニタリング	17
4	保険及び契約保証金	17
(1)	保険	17
(2)	契約保証金	17

5	運営権者の権利義務等に関する制限及び手続	17
(1)	運営権の処分	17
(2)	運営権者の株式の新規発行及び処分	18
第4	公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項	19
1	運営権設定対象施設の立地に関する事項	19
(1)	所在地等	19
(2)	事業用地の貸付	19
2	運営権設定対象施設の概要	19
3	西遠処理区一般平面図	19
4	(仮称)西遠浄化センターの現状の全体処理フロー図	20
第5	実施契約に定めようとする事項及びその解釈について疑義が生じた場合に おける措置に関する事項	21
1	実施契約に定めようとする事項	21
2	疑義が生じた場合の措置	21
3	管轄裁判所の指定	21
第6	事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項	22
1	事業の継続が困難となる事由が発生した場合の措置	22
(1)	運営権者事由解除	22
(2)	市事由解除又は終了	22
(3)	不可抗力解除又は終了	23
(4)	特定法令等変更解除	23
(5)	特定条例等変更解除	23
2	金融機関又は融資団と市との協議	24
第7	法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項	25
1	法制上及び税制上の措置に関する事項	25
2	財政上及び金融上の支援に関する事項	25
3	その他の措置及び支援に関する事項	25
第8	その他特定事業の実施に関し必要な事項	26
1	実施に関して使用する言語及び通貨	26
2	提案書類の作成等に係る費用	26
3	実施方針に関する質問・意見の受付	26
4	実施方針に関する説明会及び現地説明会	26
5	情報提供	26
	実施方針素案に対する意見の受付等に関する事項	27

別紙

別紙1	PFI法における用語と本事業における用語の意味	28
別紙2	設備更新の費用負担について	29
別紙3-1	(仮称)西遠浄化センター一般平面図(全体)	30
別紙3-2	(仮称)西遠浄化センター一般平面図(拡大)	31
別紙3-3	(仮称)浜名中継ポンプ場一般平面図	32
別紙3-4	(仮称)阿蔵中継ポンプ場一般平面図	33
別紙4	西遠処理区一般平面図	34

第 1 特定事業の選定に関する事項

1 特定事業の事業内容に関する事項

(1) 事業の名称

浜松市公共下水道終末処理場（西遠処理区）運営事業（以下「本事業」という。）

(2) 事業の対象施設

本事業の対象となる施設は、以下のとおりである。

- ① （仮称）西遠浄化センター（設備更新¹に関しては、要求水準に定めがない限り、土木・建築構造物の躯体を除く²）
- ② （仮称）浜名中継ポンプ場、（仮称）阿蔵中継ポンプ場（設備更新に関しては、要求水準に定めがない限り、土木・建築構造物の躯体を除く）
- ③ 放流渠を含む上記各施設に附帯する施設（設備更新に関しては、要求水準に定めがない限り、土木・建築構造物の躯体を除く）
ただし、下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）第 4 条に基づき定められた事業計画に示されたものに限る。
- ④ ①から③まで以外に運営権者及びその子会社若しくは関連会社（以下「運営権者子会社等」と総称する。）が所有する施設

なお、上記①～③の対象施設を、以下「運営権設定対象施設」という。

※①及び②に示す 3 つの施設は、平成 27 年度現在、静岡県が管理し、平成 28 年度に浜松市へ移管される西遠浄化センター、浜名中継ポンプ場及び阿蔵中継ポンプ場を指し、具体的な名称は必要な手続きを経た後確定する予定である。

(3) 公共施設等の管理者の名称

浜松市水道事業及び下水道事業管理者 寺田 賢次

(4) 事業の背景・目的

本事業の対象施設を含む西遠流域下水道事業は、公共用水域の水質汚濁の防止と地域住民の健全な生活環境の改善を図るため、静岡県で最初の流域下水道として昭和 48 年度に事業着手され、その後、旧浜松市、旧可美村、旧舞阪町、旧雄踏町、旧浜北市、旧天竜市の順で供用が開始された。平成 17 年 7 月 1 日の天竜川・浜名湖地域 12 市町村の合併により、流域下水道事業に関連する 3 市 2 町（旧可美村は平成 3 年 5 月 1 日に合併済）が全て浜松市となったため、「市町村の合併の特例に関する法律」（平成 16 年 5 月 26 日法律第 59 号）第 20 条の規定に基づき、平成 28 年 4 月 1

¹ PFI 法並びに公共施設等運営権及び公共施設等運営事業に関するガイドライン（平成 25 年 内閣府）に基づく、「維持管理のうち資本的支出」に該当する。（別紙 1 参照）

² 運営権設定対象施設の土木・建築構造物に付随する設備等（例：エアコン、照明、建具）の更新は、設備更新に含む。

日に静岡県から浜松市の公共下水道に事業移管されることとなっている。

西遠流域下水道の処理区(西遠処理区)は、平成25年度末において、面積が10,296ha、年間汚水処理水量が5,268万 m^3 と、浜松市公共下水道全体のそれぞれ13,880ha、8,757万 m^3 に対し、約6~7割を占める最大の処理区である。

市では、移管に伴い当該事業に従事する職員の配置が必要となるが、行財政改革の一環として組織のスリム化に取り組んでおり、西遠処理区を運営するために大幅な増員は難しい状況にある。あわせて、この移管を機に運営の一層の効率化を推進する必要もある。

このため、西遠処理区に係る主要施設である(仮称)西遠浄化センター、(仮称)浜名中継ポンプ場及び(仮称)阿蔵中継ポンプ場における運営等について、PFI法に基づく本事業の実施により、民間の活力や創意工夫を活かした効率的な事業運営を実現するとともに、公共サービス水準の向上及び財政負担の縮減を図り、持続可能な事業運営を期待するものである。

また、それを踏まえた上で、既存の処理工程に捉われない新たな処理工程や本事業用地内における未利用地の有効活用など、民間の創意工夫を活かした効率的かつ効果的な新たな運営方法の提案についても期待するものである。

(5) 事業方式

本事業は、PFI法に基づき選定された本事業を実施する民間事業者(2以上の法人から構成される民間事業者を選定した場合は、当該構成員全員の総称とする。以下「優先交渉権者」という。)により設立された特別目的会社(以下「SPC」という。)が、PFI法第16条の規定による公共施設等運営権の設定を受けて、公共施設等の管理者が所有権を有する公共施設等について運営等を行い、利用料金を自らの収入として収受する、公共施設等運営事業(いわゆるコンセッション方式)により実施する。

(6) 事業の範囲

本事業の範囲は以下のアからウに掲げるものとする。なお、運営権者は、本事業期間中、本事業に係る業務のうち、実施契約に委託禁止業務として定められた業務を除いたものについては、市に事前に通知した上で、第三者(運営権者子会社等を含む。)に委託し又は請け負わせることができる。

当該業務委託を行う上で運営権者が遵守すべき制限・手続を含め、本事業における詳細な実施条件については、要求水準書(案)、実施契約書(案)の公表時に示す。

ア 義務事業

本事業において、業務の遂行が運営権者の義務となる事業である。下記の特定事業及びその他の事業が該当する。

(ア) 特定事業

- a 運営権設定対象施設における下水道事業の運営等

- (a) 運営権設定対象施設の維持管理³
 - ・水処理施設及び汚泥処理施設の運転操作、監視、施設保守・点検及び管理
 - ・ユーティリティ（薬品、燃料、消耗品、補修用資器材、電力、水道等）の調達及び管理
 - ・運営権設定対象施設の修繕
 - ・水質検査等環境計測業務及び維持管理データ等報告
- (b) 運営権設定対象施設の機械・電気設備の更新⁴
- (c) 維持管理マネジメント及び設備更新マネジメント
 - ・施設保全計画の作成、外注計画の作成、労働安全衛生管理、危機管理等
 - ・本事業期間中の設備更新の時期や内容に関する企画
 - ・市が国補助金⁵を申請するにあたっての必要な書類の作成への支援
 - ・市が策定する長寿命化計画に係る原案の作成
 - ・市が受検する会計検査の支援（契約における設備更新内容の報告等）
- (d) 第1-1(8)に示す下水道利用料金の収受、未納者に対する督促、未納債権の回収

b 運営権設定対象施設における災害等緊急時の対応

c 運営権設定対象施設環境対策

(a) 環境対策業務

(b) 近隣住民対応業務

d 下水道事業啓発業務

(イ) その他の事業

a 市及び市が指定する者に対する研修

b 水処理棟1・2系上部利用施設（多目的広場）の管理

イ 附帯事業

市が優先交渉権者を選定するに当たって、応募者（第2-3(1)に規定する応募者をいう。以下同じ。）は、特定事業と一体的に行う附帯事業⁶を提案することができる。市は、優先交渉権者として選定された応募者が提案した内容を踏まえて、要求水準に運営権者の実施義務を定めることとする。

ウ 任意事業

運営権者は、本事業用地内の未利用地及び多目的広場において、独立採算による事業を行うことができる。ただし、関係法令を遵守し、運営権設定対象施設の機能を阻害せず、公序良俗に反しない範囲において行うこととする。事業内容は

³ PFI法並びに公共施設等運営権及び公共施設等運営事業に関するガイドライン（平成25年内閣府）に基づく、「運営」及び「維持管理のうち修繕」に該当する。（別紙1参照）

⁴ 機械・電気設備の更新の実施主体は、今後公表する実施契約書(案)において定める。

⁵ 下水道法第34条に基づく国からの補助金（以下「国補助金」という。）

⁶ 附帯事業とは、特定事業と一体的に行うことによりその効用が発揮される事業であり、例えば汚泥処理と一体的に行う消化ガス発電事業や固形燃料化事業などが想定される。

提案によるが、本事業用地における用地の有償貸付による事業であることに留意し、本事業の安定経営に影響を与えないようリスク回避措置を十分に講ずるとともに、発生する費用や必要な諸手続き等はすべて運営権者の責によるものとする。

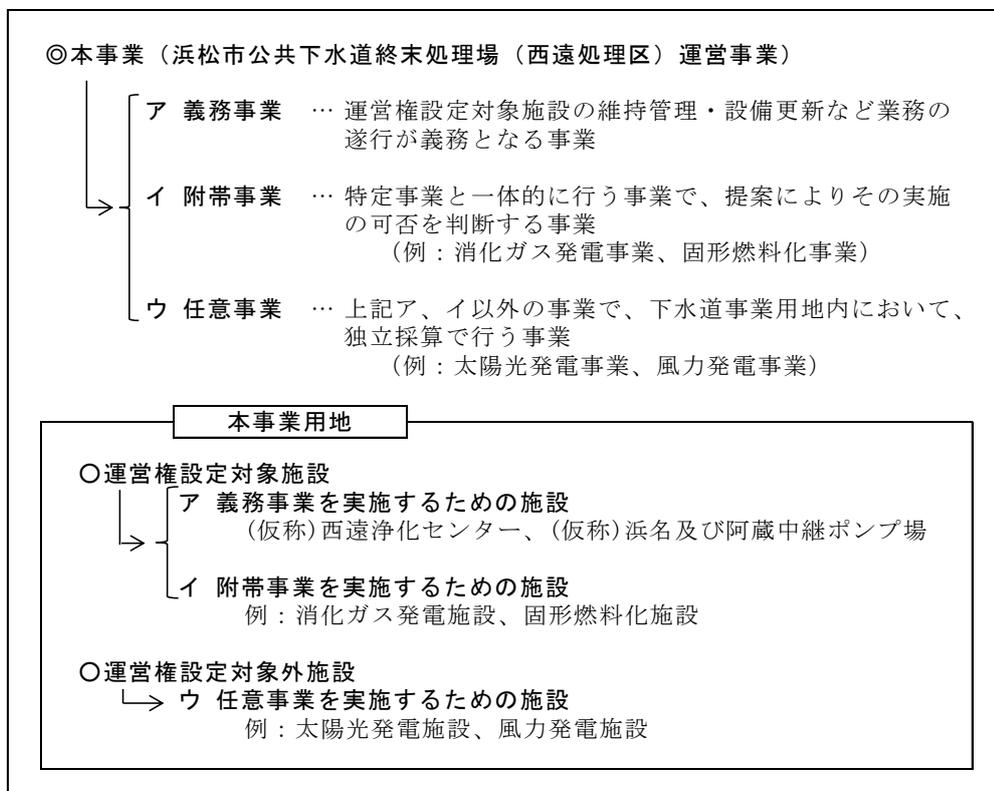


図1 事業範囲の定義

(7) 事業期間

ア 本事業の事業期間

本事業期間は、実施契約に定める開始条件が充足され、本事業が開始された日（以下「本事業開始日」という。）から、運営権の設定を受けた日（以下「運営権設定日」という。）の20年後を経過する日が属する事業年度末（第1-1(7)イの規定により本事業期間が延長された場合は当該延長後の終了日。以下「本事業終了日」という。）までをいう。

本事業開始日、運営権設定日の予定は、第2-2のスケジュールを参照のこと。
なお、事業年度は毎年4月1日から翌年の3月31日までの1年間を指す。

イ 本事業期間の延長

実施契約に定める事由が生じた場合、運営権者は、本事業期間の延長を申し出ることができる。このとき、市が各事由において運営権者に生じた損害又は増加費用等を回収する必要があると認めた場合には、市と運営権者が協議により第1-1(7)ウの規定の範囲内で両者が合意した合理的な期間だけ、本事業期間を延長することができる（以下かかる期間延長を「合意延長」という。）。なお、合意延長の実施は1回に限るものではない。

ウ 運営権の存続期間

運営権の存続期間は、運営権設定日から20年後を経過する日が属する事業年度末までとする。

なお、運営権の存続期間は、本事業期間の延長があった場合を含め、運営権設定日の25年後を経過する日が属する事業年度の末日を超えることはできない⁷。

運営権の存続期間は本事業終了日をもって終了し、運営権は同日をもって消滅する。

エ 本事業期間終了時の取扱い

(ア) 運営権者の資産等

本事業終了日又はそれ以降の市が指定する日において、運営権者は、運営権設定対象施設を市又は市の指定する第三者に引き渡さなければならない。

また、市又は市の指定する第三者は、運営権者及び運営権者子会社等の所有する資産のうち、必要と認めたものを時価にて買い取ることができる。

本事業の実施のために、運営権者及び運営権者子会社等が本事業用地内に所有する資産（市又は市の指定する第三者が買い取る資産を除く。）については、すべて運営権者及び運営権者子会社等の責任において処分しなければならない。

本事業用地については、本事業終了日に第1-1(11)ア(イ)に示す公有財産賃貸借契約が解除され、運営権者は原則として自らの費用負担により更地にして市または市の指定する第三者に引き渡さなければならない。ただし、市又は市の指定する第三者が買い取る資産が本事業用地上に存在する場合には、現状有姿で引き渡す。

(イ) 業務の引継ぎ

市又は市の指定する第三者への業務の引継ぎは原則として本事業期間内に行うこととし、運営権者は自らの責任及び費用負担により、本事業が円滑に引き継がれるように適切な引継ぎを行わなければならない。

(8) 利用料金の設定及び收受

ア 下水道利用料金

運営権者は、下水道利用料金を本処理区利用者⁸から收受する。

当該下水道利用料金は、義務事業及び附帯事業につき運営権者自らが当該事業の実施に必要な経費及び次のイに示す構成に基づき、その料金体系及び従量利用料を設定するものとする。また、以下のオに示す特別な事情の場合を除き、4又は5年間を目途に計画的に改定の必要性を検討し、必要に応じ改定を行う。

⁷ たとえば、運営権設定日が平成29年10月1日、本事業開始日が平成30年4月1日となった場合、当初運営権存続期間の終了日は平成50年3月31日とし、本事業の延長がされたときであっても、その終了日は平成55年3月31日を超えることはできない。

⁸ 運営権者は西遠処理区内の個別利用者の接続増減の影響を受ける。また、西遠処理区に対して区域外接続を行う利用者は、本事業においては本処理区利用者と同じとみなし、利用料金の收受対象とする。

なお、一般家庭が対象と見込まれる料金区分及びその従量利用料の設定にあたっては、市が設定する他の処理区における当該区分従量使用料と著しく不均衡が生じないように配慮するよう努めるものとする。

イ 下水道利用料金の構成内容

運営権者が収受する下水道利用料金の構成は下記のとおりとする。

表 1 下水道利用料金の構成

項目		内容
維持 管理	a. 人件費、経費	維持管理に係るもの 終了時引継ぎ・災害時に係るもの 植栽・清掃に係るもの サービス（見学者対応等）に係るもの 警備に係るもの 等
	b. 薬品費	薬品調達に係るもの
	c. 電気、ガス、水道料金	光熱費燃料等調達に係るもの
	d. 保守管理費、修繕費	保守点検、修繕に係るもの
	e. その他費用等	その他業務に係るもの
その他	f. 租税公課	運営権者に係る税金等
	g. 利益	経営に必要な利益
設備 更新	h. 設備更新	設備更新に係る運営権者が負担する費用
	i. 支払利息	運営権者に係る支払利息

ウ 市から運営権者への下水道利用料金の送金方法

下水道利用料金は、実施契約とは別に市と運営権者が締結する契約に基づき、水道料金及び下水道使用料の徴収と併せて市が運営権者に代わって利用者より収受した上で、運営権者に送金する。

詳細については実施契約書（案）の公表時に示す。

エ 下水道利用料金の未納者への対応

本処理区における未納者への支払いの督促等については、実施契約とは別に市と運営権者が締結する契約に基づき、市が運営権者に代わって実施する。

ただし、未収の下水道利用料金は運営権者の債権であり、債権回収は民法上の手続きにより運営権者が行う。この際、債権回収の時期等については、市と協議し行うものとする。

詳細については実施契約書（案）の公表時に示す。

オ 下水道利用料金に関する特別な事情

アの特別な事情は以下の場合をいう。

- a 著しい物価変動時
- b 下水道使用料改定時

(9) 事業の費用負担

ア 義務事業

(ア) 維持管理に係る費用負担

運営権者は、実施契約に特段の定めがある場合を除き、本事業に係る維持管理の実施に要するすべての費用を負担するものとし、その費用は下水道利用料金を通じて回収するものとする。

(イ) 設備更新に係る費用負担

運営権者が企画し、市が承認する中期計画及び単年度計画等に定められた運営権の範囲内の設備更新は、運営権者と市双方の費用負担により行う。

なお、本事業期間中の設備更新に要する総額は、原則として運営権者が公募時に提案した額を上限とする。市は提案された額を基に、本事業期間にわたる債務負担行為を設定した上で実施契約を締結する予定である。また、市と運営権者は、実施契約を基に毎年度覚書を締結し、設備更新の内容等について確認する。

a 国補助金の対象となる設備更新

国補助金の対象となる設備更新に係る費用負担は以下のとおりである。なお、別紙2に詳細を記す。

(a) 設備更新に係る支出額の10分の1相当額

設備更新に係る支出額の10分の1に相当する額については、そのうち設備更新実施年度の翌期以降の本事業期間に係る減価償却費に相当する額を、運営権者が負担し、下水道利用料金を充当するものとする。また、本事業期間を超えて償却する減価償却費相当（以下「未償却残高」という。）については市が負担する。なお、市が負担する未償却残高の支払いについては、設備更新実施時に運営権者が立て替えることとし、本事業期間終了時に市が清算する。

(b) 国補助金対象額

設備更新に係る支出額のうち国補助金対象に相当する額は、市が負担する。なお、国補助金については、市が申請し国より交付を受けたうえで、その都度運営権者へ支払う。

(c) 上記(a)、(b)を除く設備更新に係る支出額

上記(a)、(b)を除く設備更新に係る支出額は、市が負担し、事業年度末に運営権者へ支払う。なお、市は、負担額の支払いにあたり借入れを予定している。

b 国補助金の交付対象とならない設備更新

設備更新のうち、国補助金の対象とならないものについては、運営権者が費用を負担する。

(ウ) 下水道利用料金の収受等に係る費用負担

第1-1(8)ウ、エに示す下水道利用料金の収受及び未納者への支払いの督促

等については、市が運営権者に代わって行うが、その費用は実施契約とは別に市と運営権者が締結する契約に基づき運営権者が負担する。

イ 附帯事業

第1-1(9)ア(ア)及び(イ)に示す費用負担と同様の取扱いとする。

ウ 任意事業

運営権者は、自らの負担において任意事業を実施することができるが、独立採算で行うこととし、事業実施に要するコストは本処理区の下水道利用料金の対象とすることはできない。

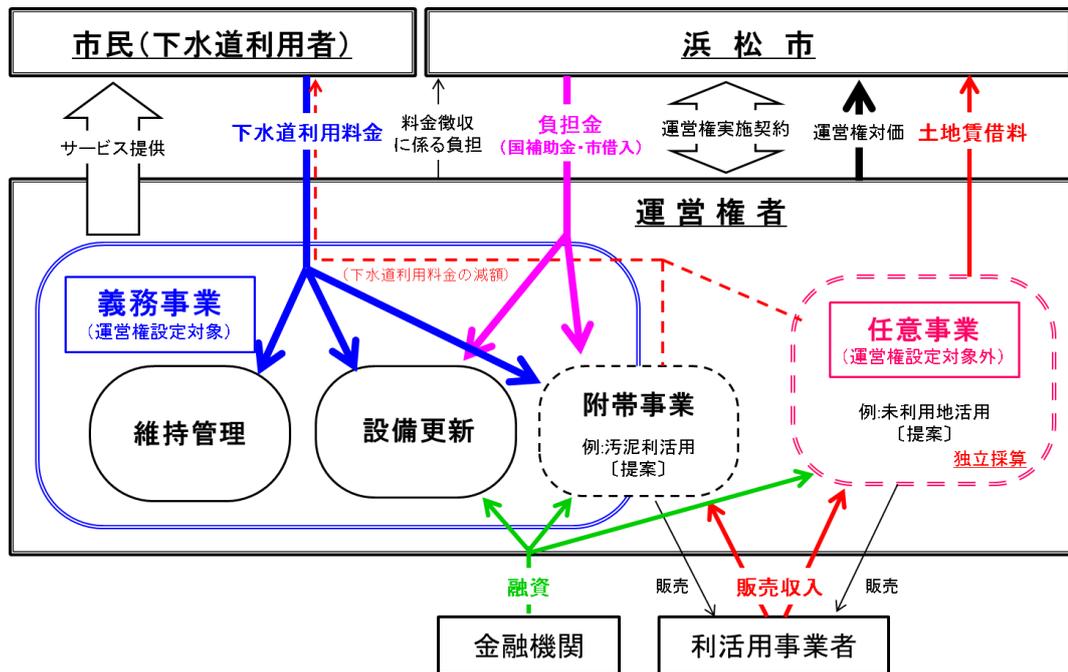


図2 対象業務の考え方と事業類型、収支関係

(10) 設備更新等の取扱い

- ・運営権者は、運営権設定対象施設について、実施契約に基づき設備更新を行う。
- ・市は、公益上の理由を検討した上で必要であると判断したときは、運営権設定対象施設について、設備更新を行うことがある。
- ・国補助金の要望額に対して交付額が相違する場合においては、市と協議の上で計画の見直しなどを行い、交付額に応じた設備更新の実施を原則とする。

(11) 運営権者が受領する権利・資産

ア 本事業開始日までに運営権者が受領する権利・資産

(ア) 運営権

(仮称) 西遠浄化センター、(仮称) 浜名中継ポンプ場、(仮称) 阿蔵中継ポンプ場、放流渠等附帯する施設に設定される権利

(イ) 本事業用地の使用権

公有財産賃貸借契約⁹による本事業用地及び施設等の使用権

(ウ) 運営権者譲渡対象資産¹⁰

市は本事業の運営に必要な資産を運営権者に譲渡する。詳細は、募集要項等公表時に示す。

(エ) 承継する契約・協定等

市から承継する契約（リース等）、協定、覚書等

(12) 市から運営権者への職員の派遣

市は本事業期間中に、運営権者への職員派遣を行わない。

(13) 運営権者が支払う運営権対価

運営権者は、第1-1(6)に示す義務事業と附帯事業に係る運営権の設定に対する対価（以下「運営権対価」という。）を支払うものとする。運営権対価は、0円を上回る提案のみを受け付けるものとする。

2 特定事業の選定方法に関する事項

(1) 選定基準

市は、本事業をPFI事業として実施することが効率的かつ効果的であると合理的に認められる場合に、本事業をPFI法第7条に基づき、同法第2条第4項に規定する選定事業とする。

(2) 選定結果の公表

市は、本事業をPFI法第2条第4項に規定する選定事業とした場合は、その判断の結果を、その評価の内容と併せて、浜松市のホームページ等において速やかに公表する。

また、客観的な評価の結果、特定事業の選定を行わないこととした場合も同様に公表する。

⁹ 公共施設等運営権及び公共施設等運営事業に関するガイドライン（平成25年内閣府）に基づく「運営権と土地等賃貸借の関係」に準拠する契約

¹⁰ 運営権者譲渡対象資産の具体的な内容は、募集要項等公表時に開示する関連資料集の運営権者譲渡対象資産リストにおいて示す。

第2 民間事業者の募集及び選定に関する事項

1 募集及び選定方法

本事業の優先交渉権者の募集及び選定は、公募型プロポーザル方式により行う。

2 募集及び選定スケジュール（案）

実施方針素案の公表後のスケジュールは概ね以下のとおりである。

表2 民間事業者の募集・選定スケジュール（予定）

時 期	内 容
平成27年 6月	実施方針素案の公表
平成27年 6月上旬～7月上旬	実施方針素案に関する意見の受付期間
平成27年12月	実施方針の公表
平成27年12月～平成28年1月	実施方針に関する説明会及び現地見学会 実施方針に関する質問・意見の受付、回答
平成28年 2月～ 3月	特定事業の選定・公表 募集要項等の公表 募集要項等に関する説明会 募集要項等に関する質問受付、回答
平成28年 5月下旬	審査書類の提出期限
平成29年 2月	優先交渉権者の選定
平成29年 4月	基本協定の締結
平成29年10月	運営権設定、実施契約の締結
平成30年 4月	本事業開始

3 応募者の参加資格要件

(1) 応募者の構成

- ・ 応募者は、第1-1(6)に掲げる業務を実施する予定の単体企業（以下「応募企業」という。）又は複数の企業によって構成されるグループ（以下「コンソーシアム」という。）とする。
- ・ 応募者は、応募企業、コンソーシアムを構成する企業（以下「コンソーシアム構成員」という。）の名称及び本事業の遂行上果たす役割等を明らかにするものとする。
- ・ コンソーシアムにあつてはコンソーシアム構成員から代表となる企業（以下「代表企業」という。）を定めるとともに、当該代表企業が応募手続を行うこととする。
- ・ 応募企業又はコンソーシアム構成員は、運営権者に出資して本議決権株式（第3-5(2)に定める本議決権株式をいう。）すべての割当てを受けるものとする。
- ・ 審査書類の提出以降、応募企業、代表企業及びコンソーシアム構成員の変更は認

めない。ただし、コンソーシアム構成員を変更せざるを得ない事情が生じた場合は、市と協議するものとし、市がその事情を検討の上、変更を認めた場合はこの限りではない。また、応募企業又はコンソーシアム構成員が第2-3(2)及び(3)の参加資格要件を満たさなくなった場合、応募企業又はコンソーシアム構成員を支配している者が変更された場合、又は、新たに第三者に支配された場合は、市に速やかに通知しなければならない。

- ・ 審査書類の提出以降、応募企業又はコンソーシアム構成員のいずれかが、同時に他の応募企業又はコンソーシアム構成員となることは認めない。

(2) 応募企業、コンソーシアム構成員に共通の参加資格

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者¹¹であること。
- ② PFI法第9条に定めのある、特定事業を実施する民間事業者の欠格事由に該当しない者であること。
- ③ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続の開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続の開始の申立てがなされていない者であること。
- ④ 審査書類の提出期限の日から優先交渉権者の選定の時までの期間に、浜松市物品の購入等に係る入札参加停止措置要綱に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。
- ⑤ 市が発注した「平成26年度西遠流域下水道に係る公共施設等運営事業の実施に向けた基本計画策定業務」を受託した新日本有限責任監査法人（協力者としてアンダーソン・毛利・友常法律事務所）、「西遠浄化センターを核とした浜松市における地域活性化のための基盤整備調査業務」及び「西遠流域下水道移管に伴う浜松市における先導的官民連携導入（情報整備調査）業務」を受託した地方共同法人日本下水道事業団（再受託者として日本上下水道設計株式会社¹²）又はこれらの者と資本面若しくは人事面等において一定の関連のある者¹³でないこと。
- ⑥ アドバイザリー業務受託者又はこれらの者と資本面若しくは人事面等において一定の関連のある者でないこと。
- ⑦ PFI専門委員会の委員が属する企業又は当該企業と資本面若しくは人事面等において一定の関連のある者でないこと。
- ⑧ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77

¹¹ 外国法人においては、本項①、②及び③について、その適用法令において同等の要件を満たしていると市が確認できることが必要である。

¹² 平成27年4月1日より株式会社NJSに商号変更がなされている。

¹³ 「資本面若しくは人事面等において一定の関連のある者」とは、会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号又は第4号に規定する親会社・子会社の関係がある場合をいう。以下同じ。

号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)、暴力団員等(同条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。)及び暴力団員等と密接な関係を有する者並びにこれらの者のいずれかが役員等(無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべき者、支配人及び清算人をいう。)となっている法人その他の団体に該当しない者であること。

- ⑨ 上記⑤から⑧までに定める者を本事業の応募に関連するアドバイザーに起用していないこと。

(3) 応募企業又は代表企業に求められる要件

実績要件等を想定している。

4 審査及び選定手続き

(1) P F I 専門委員会の設置

市は、優先交渉権者の選定にあたり、P F I 法第11条に規定する客観的な評価を行うために、有識者等からなるP F I 専門委員会(以下「P F I 専門委員会」という。)を設置し、P F I 専門委員会から優先交渉権者選定基準及び評価内容等についての意見を聞くこととする。

なお、P F I 専門委員会の構成員は募集要項等公表時に示すこととし、P F I 専門委員会は非公開とする。

(2) 審査方法

審査は、資格審査及び提案内容の審査を行う。また、P F I 専門委員会に対して提案内容に係るプレゼンテーションを行う機会を設けることを予定している。

市は、P F I 専門委員会の審査を踏まえ、優先交渉権者及び次点交渉権者を選定する。

なお、具体的な運営権者選定基準は、募集要項等公表時に示す。

(3) 審査結果の公表

市は、審査の結果及び評価の内容について、優先交渉権者の選定後速やかに浜松市のホームページへの掲載その他適宜の方法により公表する。

(4) 優先交渉権者及び特定事業の選定の取消し

民間事業者の募集、審査及び選定の一連の手続きにおいて、応募者がいない、又はいずれの応募者も市の財政負担縮減の達成が見込めない等の理由により、市が本事業を実施することが適当でないと判断した場合は、優先交渉権者を選定せず、本事業に係る特定事業の選定を取り消す。

この場合、市は、その旨を浜松市のホームページへの掲載その他適宜の方法によ

り公表する。

5 優先交渉権者選定後の手続き

(1) 基本協定の締結

優先交渉権者は、基本協定書（案）に基づいて、市と速やかに基本協定を締結しなければならない。

優先交渉権者と速やかに基本協定が締結されない場合、又は基本協定の締結後に実施契約の締結に至らないことが明らかとなった場合には、市は審査で決定された順位に従って、次点交渉権者を優先交渉権者として、改めて基本協定の締結以降の手続を行うことができる。なお、市は、基本協定書（案）の修正には、原則として応じない。

(2) S P Cの設立

優先交渉権者は、基本協定の締結後、S P Cとして、会社法に規定する株式会社を浜松市内に速やかに設立しなければならない。なお、本事業期間中はS P Cの本社所在地を浜松市外に移転させないものとする。

(3) 優先交渉権者による運営準備行為

優先交渉権者は、S P Cの設立や実施契約の締結準備と並行して、運営開始に向けた準備行為として、現地調査を実施することができる。

(4) 運営権の設定及び実施契約の締結

市は、S P Cの設立後速やかに、P F I法第19条第4項に定める運営権設定に係る議会の議決を得たうえで、S P Cに対して運営権設定書を交付して運営権を設定する。また、運営権者は、法令に従って運営権の設定登録を行う。市と運営権者は、実施契約書（案）の内容に従い、運営権の設定後速やかに実施契約を締結する。なお、市は、実施契約書（案）の修正には、原則として応じない。

また、市は、実施契約の締結後、本事業開始日までに以下の手続を含む実施契約に定める条件を充足する。

- ・運営権者との間の運営権者譲渡対象資産に係る物品譲渡契約の締結
- ・運営権者との間の本事業用地に係る公有財産賃貸借契約の締結

なお、市は、P F I法第19条第3項及び第22条第2項の定める事項を浜松市ホームページへの掲載その他適宜の方法により公表する。

(5) 運営権者譲渡対象資産の譲受

運営権者は、本事業開始日に運営権者譲渡対象資産を市から譲り受ける。

譲渡手続は、市が作成した予定価格に対し、運営権者が見積書を提出する方法で行う。運営権者が予定価格以上で有効な見積書を提出した場合、市と運営権者は運

営権者譲渡対象資産に関する物品譲渡契約を締結し、運営権者は、当該契約の定めに従って市が指定する期日に一括払いで対価を支払い、運営権者譲渡対象資産を取得する。

(6) 事業の開始

運営権者は、実施契約に定める本事業開始日に事業を開始する。開始に当たっては、運営権者が業務の引継ぎを完了し、運営権者譲渡対象資産を譲り受ける等の実施契約上の義務を履行していることを前提条件とする。

第3 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

1 事業の前提条件

以下に、本事業特有の条件のうち、主なものを記載している。応募者は、以下に記載する内容を了承した上で、参加表明書を提出するものとする。

また、これら条件に関し運営権者に課される具体的な権利及び義務等については、実施契約書（案）、要求水準書（案）、関連資料集等の公表時に示す。

なお、運営権者は、実施契約等において別段の定めのある場合を除き、本事業の実施に係る一切の責任を負うものである。本事業の業務範囲については第1-1(6)の記載のとおりであり、以下に記載されていないことを理由に、運営権者が責任を免れることはないものとする。

① 処理区再編計画

市では処理区の再編の構想がある。再編によって西遠処理区に別の処理区が編入される場合、運営権設定対象施設に流入する汚水増加量と処理能力を考慮し、処理施設の増設等が必要な場合は、市及び運営権者で協議の上、実施契約の見直しを行うものとする。具体的な構想内容は、募集要項等公表時に示すこととする。

② 浜松市公共下水道汚泥有効利用計画

市では「汚泥集約処理」と「有効利用計画」を検討している。集約処理が行われる場合、汚泥の処理・処分方法の具体的な計画内容と運営権者の業務範囲等の詳細は、募集要項等公表時に示すこととする。

③ 契約等の承継

市が下水道施設等の運営等を実施する上で締結している契約等については、本事業開始日以降、運営権者も遵守するものとする。

④ 本事業開始後に市が実施することを予定している工事

本事業開始日をまたいで市が実施する工事のうち、運営権者による運営に支障を及ぼす工事については、市と運営権者が協議を行い、対処するものとする。

⑤ 登記簿上、市が所有権を有していない事業用地

市が所有権を有していない事業用地については、市が所有者より使用許可を取り付けた上で、運営権者が使用できるようにする。

2 リスク分担の基本的な考え方

運営権者は、本事業において、その自主性と創意工夫が発揮されるように、本事業に係るリスクは、実施契約等に特段の定めのない限り、運営権者が負う。以下、例外的に市がリスク負担することがある場合を列挙する。なお、個別のリスクにおける具体的な分担内容については以下に記載する内容を基本とし、詳細については実施契約書（案）の公表時に示す。

① 不可抗力

- ・市及び運営権者のいずれの責めにも帰すべからざる豪雨、暴風、高潮、洪水、落盤、地滑り、噴火、地震、津波、戦争、暴動、騒乱、騒擾、疫病、テロ等本事業の実施に直接かつ不利な影響を与える等実施契約に定める一定の要件を満たした事象（以下「不可抗力」という。）が生じた場合であって、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法に基づく国庫負担（以下「国庫負担」という。）の対象となる場合は、運営権者は本事業の復旧のためのスケジュール（以下「復旧スケジュール」という。）を策定して市の承認を得るものとし、市と運営権者は復旧スケジュールを踏まえて運営権設定対象施設の復旧のための措置（以下「事業継続措置」という。）を講ずるものとする。なお、市は、運営権者に対し、復旧スケジュールの期間内における運営権者の契約上の義務履行を免除するものとする。
- ・市が行う事業継続措置は、復旧スケジュールに基づく事業の継続のために必要な財源の確保（合意による契約期間の延長及び運営権者に対する市からの対価の支払い、下水道利用料金の改定等から、市が必要と考える内容を選択し、組み合わせたもの）を主な内容とする。
- ・運営権者は、復旧スケジュール及び事業継続措置に従い、上記施設を復旧させサービスの提供を回復させるものとする。なお、運営権者は、国庫負担が適用される場合に、国庫負担申請に必要な市による書類の作成に協力しなければならない。
- ・不可抗力が生じた場合であって、国庫負担の対象とならない場合の事業継続措置に関する詳細は、募集要項等公表時に示すこととする。

② 瑕疵担保責任

- ・市は、運営権設定対象施設及び運営権者譲渡対象資産に隠れたる設計上、施工上の瑕疵があった場合においても、運営権者に対して責任を負わない。
- ・ただし、運営事業開始前に行った工事について、市から当該工事に係る受注者に対して請負契約に基づく瑕疵担保請求が可能である場合は、受注者に対し瑕疵担保請求を行う。

③ 国の特定法令等変更及び市の特定条例等変更

- ・本事業期間中に、下水道事業における公共施設等運営権の主体にのみ適用され、運営権者に不当な影響を及ぼす国の法令、政策等の変更等実施契約に定める一定の事由（以下「特定法令等変更」という。）が生じた場合は、市及び運営権者に生じた損害は各自が負担する。
- ・本事業期間中に、本事業の運営権者のみ又は市における運営事業の公共施設等運営権者に適用され、運営権者に不当な影響を及ぼす市の条例、政策等の変更等実施契約に定める一定の事由（以下「特定条例等変更」という。）が生じ、運営権者に損失が生じた場合、市は、当該特定条例等変更によって運営権者に生じた損失を補償する（損失の補償として本事業期間を延長する場合を含む。）。

3 事業の実施状況のモニタリング

運営権者が実施契約等に定められた業務を適正かつ確実に履行し、要求水準を達成しているか否かを確認するとともに、運営権者の財務状況を把握するために、運営権者によるセルフモニタリングに加え、市によるモニタリング及び第三者によるモニタリングを行う予定である。要求水準が達成されていないことが判明した場合、市は、運営権者に対して改善措置や違約金等を求めることができる。なお、運営権者のみでは改善が見込まれず、要求水準の達成が困難と市が判断する場合には、市は運営権者に代わり、事業を実施することもある。その場合にかかる費用は、違約金等として運営権者に求めることができるものとする。

なお、モニタリングの具体的な方法等については、実施契約書（案）の公表時に示す。

4 保険及び契約保証金

(1) 保険

運営権者は、本事業期間中、実施契約において市が定める基準以上の保険に加入しなければならない。なお、市が承諾したときは、運営権者が保険加入に代替する措置をとることを認める。

(2) 契約保証金

運営権者が実施契約等に定められた業務を適正かつ確実に履行することを保証するため、契約締結後、市の指定する信託銀行の口座に契約保証金を下記に示す一定額を預託することとする。要求水準未達等が発生し、違約金を徴収することとなった場合には、市は信託銀行に対して、違約金相当額を信託口座から市に納付させる。市は事業終了時まで契約保証金を返還せず、かつ、これに利子を付さない。市は事業終了時に契約保証金を運営権者に返還する。契約保証金は常時預託とし、金額は実施契約書（案）の公表時に示す。

5 運営権者の権利義務等に関する制限及び手続

(1) 運営権の処分

運営権者は、市の書面による事前の承諾を得ることなく、運営権、実施契約上の地位及び本事業について市との間で締結した一切の契約上の地位、並びにこれらの契約に基づく権利及び義務について、譲渡、担保提供その他の方法による処分を行ってはならない。ただし、運営権者は、PFI法第26条第2項に基づく市の許可をあらかじめ得た場合には、運営権を譲渡することができる。なお、市は、当該許可をしようとするときは、議会の議決を経てこれを行う。

市は、運営権の譲渡を許可する場合は、少なくとも以下を含む条件を付す。

- ① 譲受人が、本事業における運営権者の実施契約上の地位を承継し、本契約に拘束されることについて、市に対して承諾書を提出すること
- ② 譲受人が、運営権者が所有し、本事業の実施に必要な一切の資産及び契約上の

地位の譲渡を受けること

- ③ 譲受人の株主が、市に対して基本協定に定める株主誓約書（以下「株主誓約書」という。）を提出すること

また、運営権者が本事業の実施に要する資金を調達するために金融機関等から借入を行う場合であって、当該借入のために運営権に対して担保権を設定する場合、市は合理的な理由なくこれを拒否しない。ただし、市と金融機関等との間で、実施契約等に規定する事項を定めた協定書が締結されることを条件とする。

(2) 運営権者の株式の新規発行及び処分

運営権者は、運営権者の株主総会におけるすべての決議について議決権を有する普通株式（以下「本議決権株式」という。）及び運営権者の株主総会におけるいかなる決議についても議決権を有しない種類の株式（以下「本完全無議決権株式」という。）のみを発行することができる。

資金調達の機動性及び柔軟性を確保するため、運営権者が発行する本完全無議決権株式については、その新規発行又は譲渡、質権設定その他の担保設定（以下「処分」と総称する。）について、以下のとおり市は原則として関与しないものとする。他方、運営権者が発行する本議決権株式については、本事業が担うべき公共性、危機管理等公共インフラとしての役割を担保する観点から、その新規発行及び処分について、以下のとおり一定の制限を課すものとする。

ア 本完全無議決権株式

本完全無議決権株式を保有する者は、自らが保有する本完全無議決権株式をいつでも自由に処分することができる。また、運営権者は、会社法（平成17年法律第86号）の規定に従う限り、本完全無議決権株式を自由に新規発行し、割り当てることができる。

イ 本議決権株式

本議決権株式を保有する者（以下「本議決権株主」という。）が、自ら保有する本議決権株式を、①他の本議決権株主又は②市との間で締結された契約等によりあらかじめ処分先として認められた者（運営権者に対して融資等を行う金融機関等を想定している。）以外の第三者に対して処分を行おうとするときは、市の事前の承認を受ける必要がある。優先交渉権者の提案により本議決権株主の株式又は持分を子会社等経由で間接的に有する者が、当該子会社等の株式又は持分を処分する場合には、それに対応して処分を制限する範囲を修正するものとする。

また、運営権者は、本議決権株式を本議決権株主以外に対して新規発行する場合には、市の事前の承認を受ける必要がある。

市は、本議決権株式の譲受人が、基本協定又は株主誓約書に定める一定の資格要件を満たしており、かつ本議決権株式の処分が運営権者の事業実施の継続を阻害しないと判断する場合には、処分を承認する。

本議決権株式の譲受人は、株主誓約書を、市に対して提出しなければならない。

第4 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

1 運営権設定対象施設の立地に関する事項

(1) 所在地等

本事業用地は、以下のとおりである。

なお、各施設の一般平面図は別紙3に示す。

表3 本事業用地

運営権設定対象施設	所在地	面積
(仮称)西遠浄化センター	浜松市南区松島町2552番地の1	約280,590㎡
(仮称)浜名中継ポンプ場	浜松市南区小沢渡町1681番地	約3,700㎡
(仮称)阿蔵中継ポンプ場	浜松市天竜区二俣町阿蔵330番地の5	約590㎡

(2) 事業用地の貸付

本事業用地はすべて地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条に規定する公有財産であり、財産の分類は同法第238条第4項に規定する行政財産にあたる。運営権者が義務事業を行うにあたっては、実施契約のほかに公有財産賃貸借契約又は使用許可を必要としない。一方、運営権者が第1-1(6)ウに示す任意事業を行う場合には、市と運営権者は公有財産賃貸借契約を締結し、本事業期間中は本事業用地を使用できるようにする。

2 運営権設定対象施設の概要

- ① (仮称)西遠浄化センター
 - ・ 供用開始：昭和61年10月
 - ・ 処理方式：水処理…標準活性汚泥法、汚泥処理…濃縮－脱水－焼却
 - ・ 処理能力：全体計画…400,000㎡/日（日最大）、現状…200,000㎡/日（日最大）
 - ・ 水処理系列数：全体計画…8系列（64池）、現状…4系列（32池）
- ② (仮称)浜名中継ポンプ場
 - ・ 供用開始：平成9年
 - ・ 種 類 別：汚水中継ポンプ場
 - ・ 能 力：全体計画…87.18㎡/分（時間最大）、現状…57㎡/分（時間最大）
- ③ (仮称)阿蔵中継ポンプ場
 - ・ 供用開始：平成13年11月
 - ・ 種 類 別：汚水中継ポンプ場
 - ・ 能 力：全体計画…5.12㎡/分（時間最大）、現状…3.5㎡/分（時間最大）

3 西遠処理区一般平面図

別紙4に示す。

第5 実施契約に定めようとする事項及びその解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

1 実施契約に定めようとする事項

実施契約に定める主な事項は次のとおりである。

- ① 総則
- ② 義務事業の承継等その他準備
- ③ 土地・建物に対する使用权の設定
- ④ 公共施設等運営権
- ⑤ 本事業開始日までの支払、契約保証金等
- ⑥ 義務事業及び任意事業
- ⑦ その他の事業実施条件
- ⑧ 事業計画
- ⑨ 設備更新等
- ⑩ 下水道利用料金の設定及び收受等
- ⑪ 市からの支払
- ⑫ リスク分担
- ⑬ 報告及び適正な業務の確保
- ⑭ 子会社等
- ⑮ 誓約事項
- ⑯ 事業期間及び事業期間満了に伴う措置
- ⑰ 契約の解除・終了
- ⑱ 契約の解除・終了に伴う措置
- ⑲ 知的財産権
- ⑳ その他

2 疑義が生じた場合の措置

実施契約に規定のない事項について定める必要が生じた場合、又は実施契約の解釈に関して疑義が生じた場合は、その都度、市及び運営権者が誠意をもって協議し、これを定めるものとする。

協議の方法等については、実施契約において定める。

3 管轄裁判所の指定

実施契約に関連して発生したすべての紛争については、静岡地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第6 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

1 事業の継続が困難となる事由が発生した場合の措置

本事業の継続が困難となる事由が発生した場合は、以下のとおり実施契約を終了するものとする。この場合、運営権者は、実施契約の定めるところにより、市又は市の指定する第三者に対し、引継ぎを行う義務を負うものとし、運営権者の資産等については、第1-1(7)エ(7)と同様の取扱いとする。なお、個別の契約終了事由における具体的な損害等の分担内容については以下に記載する内容を基本とし、詳細については実施契約書（案）の公表時に示す。

(1) 運営権者事由解除

ア 解除事由

- ・運営権者が実施契約上の義務に違反する等実施契約に定める一定の事由が生じたときは、市は、当該事由に応じ、催告をして、又は催告を経ることなく、実施契約を解除することができる。
- ・倒産、財務状況の著しい悪化、その他運営権者の責めに帰すべき事由により、本事業の継続が困難と合理的に判断される場合には、実施契約を解除することができる。

イ 解除措置

- ・市は運営権を取り消す。
- ・運営権者は、市に対し、実施契約に定める違約金を支払う。市は運営権者が常時預託する保証金より違約金として取り崩すこととするが、市に生じた損害が当該金額を超えるときは、その差額を運営権者より徴収する。
- ・第1-1(9)ア(イ) a(a)に示した、設備更新実施時に運営権者が立て替える未償却残高相当額については、市は清算しない。

(2) 市事由解除又は終了

ア 解除又は終了事由

- ・市は、運営権者に対し、6ヶ月以上前に通知することにより実施契約を解除することができる。
- ・運営権者は、市の責めに帰すべき事由により、一定期間、市が実施契約上の重大な義務を履行しない場合、又は、実施契約の履行が不能となった場合は、実施契約を解除することができる。
- ・市が運営権設定対象施設の所有権を有しなくなったときは、実施契約は終了する。

イ 解除又は終了措置

- ・市が運営権設定対象施設の所有権を有しなくなったことによる契約終了の場合、運営権は当然に消滅する。その他の場合には、市は運営権を取り消す。

- ・市は、運営権者に対し、当該解除による運営権者の損失相当額を支払う。また、運営権者の責めに帰すべき事由により生じた損害がある場合は市の支払額からこれを控除する。

(3) 不可抗力解除又は終了

ア 解除又は終了事由

- ・不可抗力により運営権設定対象施設が滅失したときは、実施契約は当然に終了する。
- ・不可抗力を原因とする事業継続措置が行われる場合であって、本事業の復旧スケジュールを策定、承認することができない場合、又は、復旧スケジュールに基づく本事業の再開が不可能若しくは著しく困難であることが判明した場合、市は実施契約を解除する。

イ 解除又は終了措置

- ・不可抗力により実施契約を解除する場合、運営権者は、市の選択に従い、運営権の放棄又は市の指定する第三者に対する無償譲渡を行うこととし、当該不可抗力により市及び運営権者に生じた損害は各自が負担し、相互に損害賠償は行わない。

(4) 特定法令等変更解除

ア 解除事由

- ・特定法令等変更により運営権者が本事業を継続することができなくなったときは、市又は運営権者は実施契約を解除することができる。

イ 解除措置

- ・市は運営権を取り消す。
- ・特定法令等変更により市及び運営権者に生じた損失は各自が負担し、相互の損害賠償は行わない。
- ・市は、運営権者が、国に対して当該特定法令等変更について損害賠償請求を行うことを防げない。

(5) 特定条例等変更解除

ア 解除事由

- ・特定条例等変更により運営権者が本事業を継続することができなくなったときは、市又は運営権者は実施契約を解除することができる。

イ 解除措置

- ・市は運営権を取り消す。
- ・特定条例等変更により運営権者に生じた損失については、市が損失相当額を支払う。

2 金融機関又は融資団と市との協議

市は、本事業の安定的な継続を図るために必要と認めた場合には、一定の事項について、運営権者に融資を行う金融機関又は融資団と協議を行い、当該金融機関又は融資団と直接協定を締結することがある。

第7 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

1 法制上及び税制上の措置に関する事項

運営権者が本事業を実施するにあたり、法令の改正等により、法制上及び税制上の措置が適用されることとなる場合は、それによることとする。

2 財政上及び金融上の支援に関する事項

運営権者が本事業を実施するにあたり、財政上及び金融上の支援を受けることができる可能性がある場合は、市はこれらの支援を運営権者が受けることができるように努める。

3 その他の措置及び支援に関する事項

市は、運営権者が本事業を実施するにあたり、必要な許認可等について、必要に応じて協力する。また、法令の改正等により、その他の支援が適用される可能性がある場合は、市と運営権者で協議する。

第8 その他特定事業の実施に関し必要な事項

1 実施に関して使用する言語及び通貨

本事業の実施に関して使用する言語は日本語、通貨は円とする。

2 提案書類の作成等に係る費用

提案書類の作成及び提出等に係る費用は、応募者の負担とする。

3 実施方針に関する質問・意見の受付

実施方針公表後に質問及び意見を受け付けた上、回答を公表する。

4 実施方針に関する説明会及び現地見学会

実施方針の内容について説明会及び現地見学会を予定している。

5 情報提供

本事業に関する情報提供は、以下のホームページを通じて適宜行う。

浜松市のホームページ

(<http://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/>)

実施方針素案に対する意見の受付等に関する事項

1 実施方針素案に関する意見の受付

(1) 受付期間

平成 27 年 6 月 8 日（月）午前 9 時から平成 27 年 7 月 8 日（水）午後 5 時まで

(2) 提出方法

実施方針素案に関して意見がある場合には、意見の内容を簡潔にまとめ、様式 1（実施方針素案に関する意見書）に記入の上、郵送等又は電子メールにて提出すること。使用するソフトは「Microsoft Excel」とし、ファイル名は提出者名とすること。また、提出件名は「浜松市公共下水道終末処理場（西遠処理区）運営事業 意見書 ●●」（●●は提出者名）とすることとし、提出者の名前、所在地、電話及びファクシミリ番号並びに E-Mail アドレスを記載すること。郵送等の場合は、データを CD-R に保存して、内容を印刷した書類を同封すること。なお、受け取った CD-R の返却は行わない。市が意見書を受信したときは、電子メール又はファクシミリにより、受信確認の通知を送付する。

(3) 提出先

浜松市 上下水道部 上下水道総務課 経営・企画グループ 住所：〒430-0906 浜松市中区住吉五丁目13番1号 TEL：053-474-7019 FAX：053-474-0247 E-Mail：gesui-s@city.hamamatsu.shizuoka.jp

(4) 意見書の取り扱い

市は、提出された意見書に対する回答は行わないが、それらを参考にした上で、今後策定する実施方針等へ反映する予定である。

(5) 意見書に対するヒアリング

提出された意見書のうち、市において確認が必要と判断したものについては、提出者に対して直接ヒアリングを行う。

別紙 1

P F I 法における用語と本事業における用語の意味

運営権	PFI 法並びに運営権 ガイドラインに基づく用語		実施方針素案 における記載	本事業における整理
運営権の 範囲内	運 営 等	運 営	維持管理	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の運転、保守管理等 ・ユーティリティの調達管理 ・水質等環境計測 ・下水道利用料金の收受等 ・維持管理マネジメント、設備更新マネジメント
		維持管理		修 繕
			資本的支出	設備更新
運営権の 範囲外	建 設		建 設	<ul style="list-style-type: none"> ・下水道施設の新設
	改 修		—	<ul style="list-style-type: none"> ・運営権設定対象施設の全面除却に伴う再整備

設備更新の費用負担について

第 1-1 (9) ア (イ) に基づき、設備更新に係る市と運営権者の負担関係は以下のとおりとする。

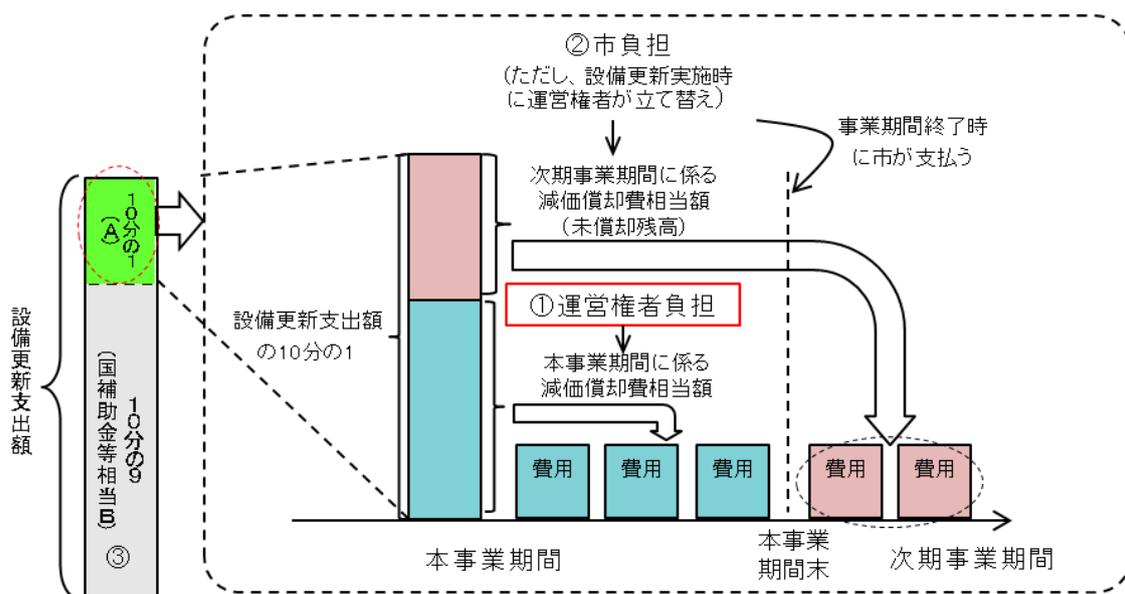
〔設備更新額の内訳と費用負担者の関係〕

設備更新額の内訳		費用負担者	市の負担金支払時期
10 分の 1 (下図内 A)	設備更新実施以降の残りの本事業期間に係る減価償却費相当①	運営権者	該当なし
	未償却残高②	市	事業期間終了時
10 分の 9 (下図内 B) ③	国補助金等相当	市	設備更新時

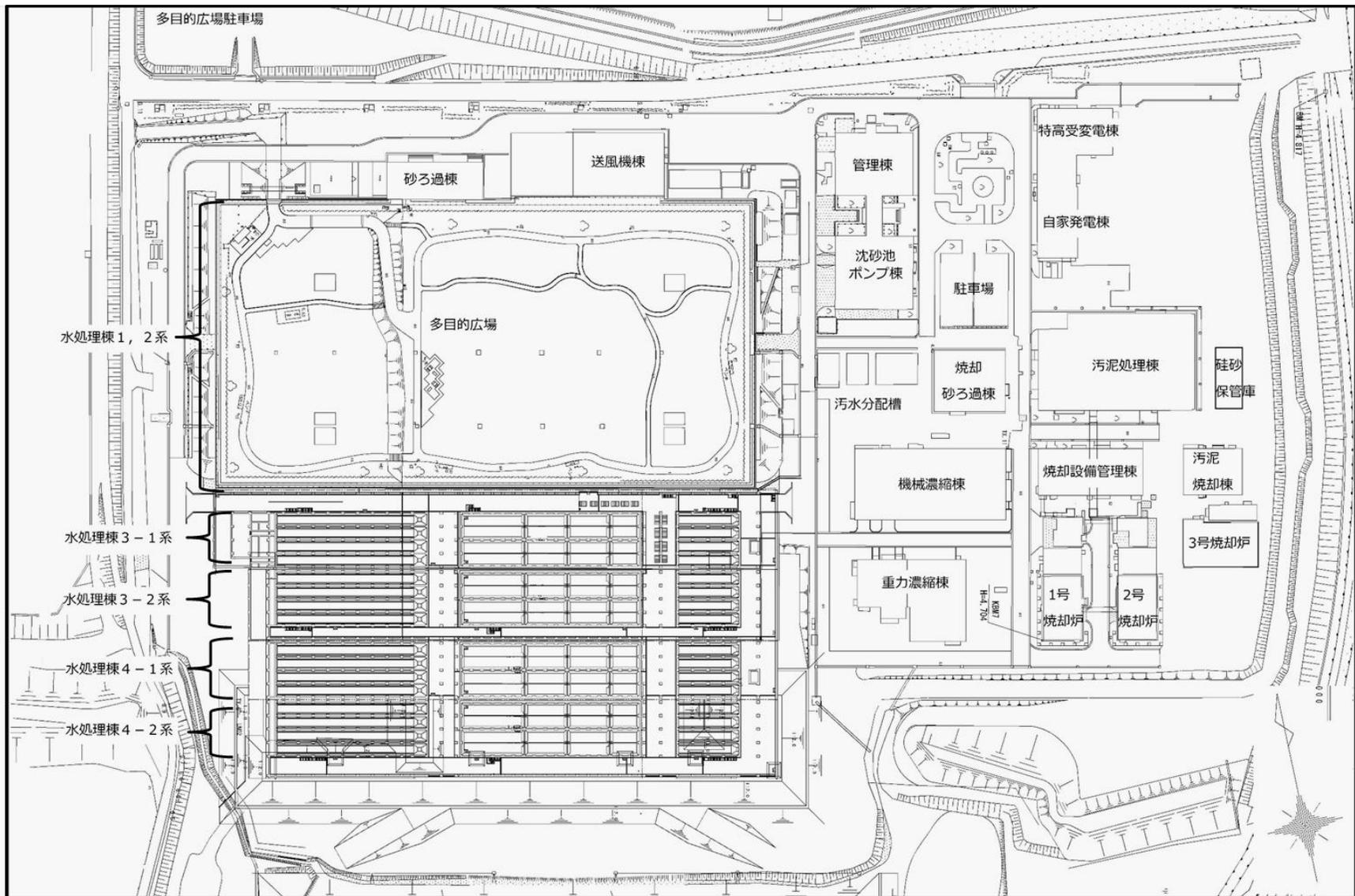
設備更新に係る費用負担関係は以下のとおりである。

- ① 設備更新に係る支出額の 10 分の 1 のうち本事業期間に係る減価償却費相当を運営権者が負担する。
- ② 設備更新に係る支出額の 10 分の 1 のうち本事業期間を超える減価償却費相当（未償却残高）を市が負担する。ただし、当該負担額の支払いについては、設備更新実施時に運営権者が立て替えることとし、本事業期間終了時に市が清算する。
- ③ 設備更新に係る支出額の 10 分の 9 は国補助金等相当として市が負担し、運営権者へ支払う。

なお、設備更新額の 10 分の 1 に係る運営権者と市の負担関係を下図に示す。

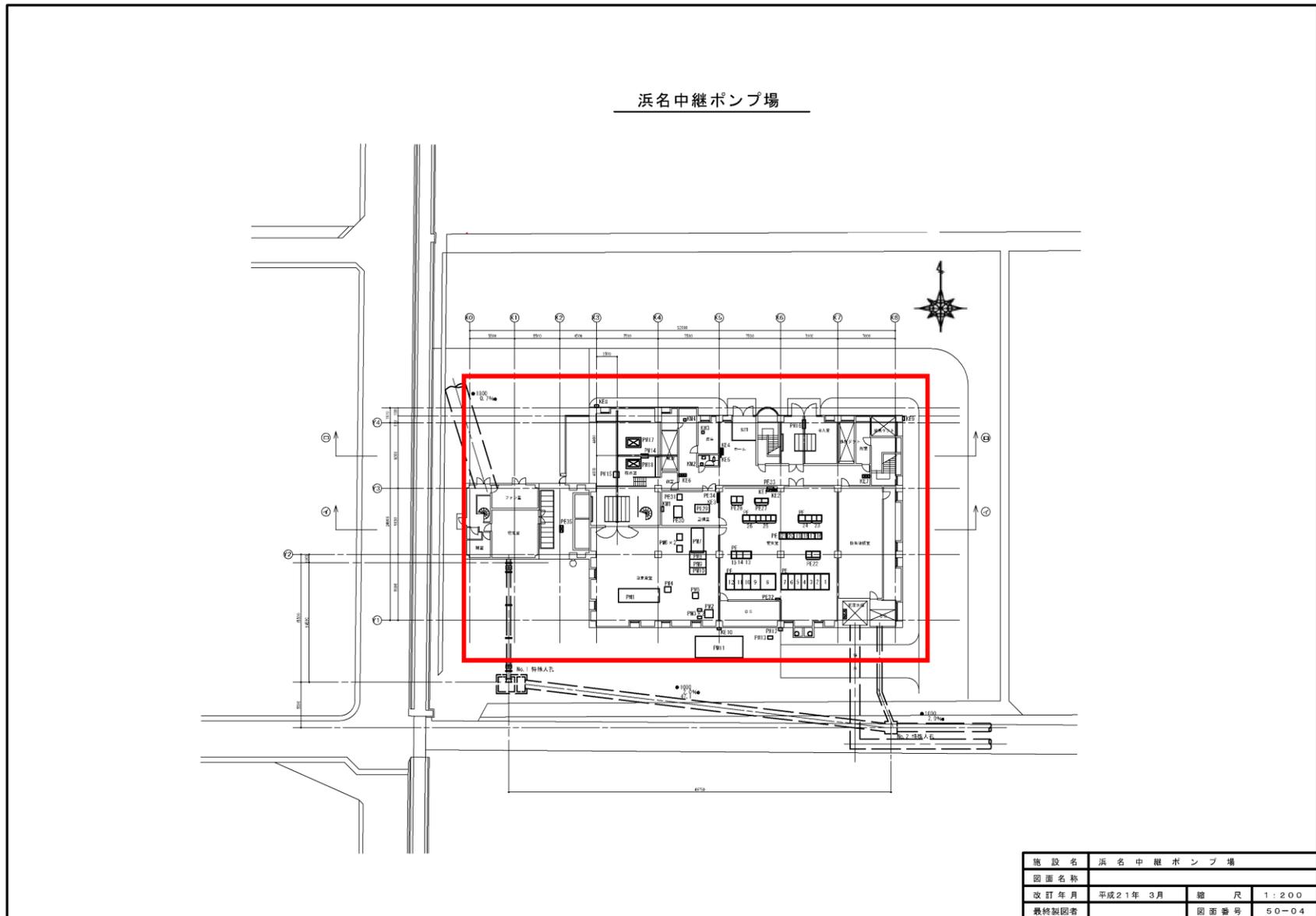


別紙3—2 (仮称) 西遠浄化センター一般平面図 (拡大)



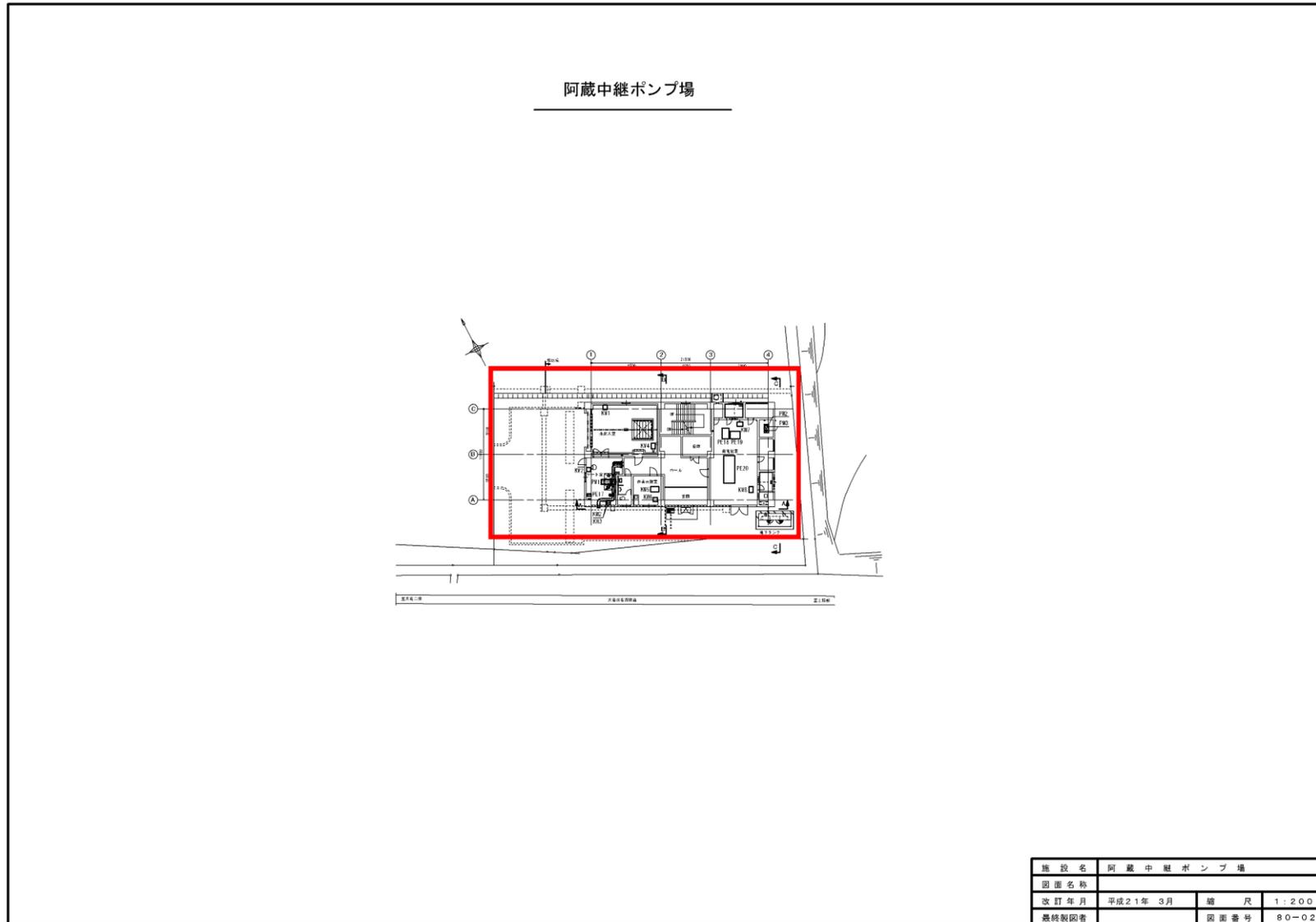
(出典：公益財団法人静岡県下水道公社資料 平成27年4月)

別紙 3—3 (仮称) 浜名中継ポンプ場一般平面図



(出典：西遠流域移管に伴う浜松市における先導的官民連携導入(情報整備調査)業務 平成27年3月 浜松市)

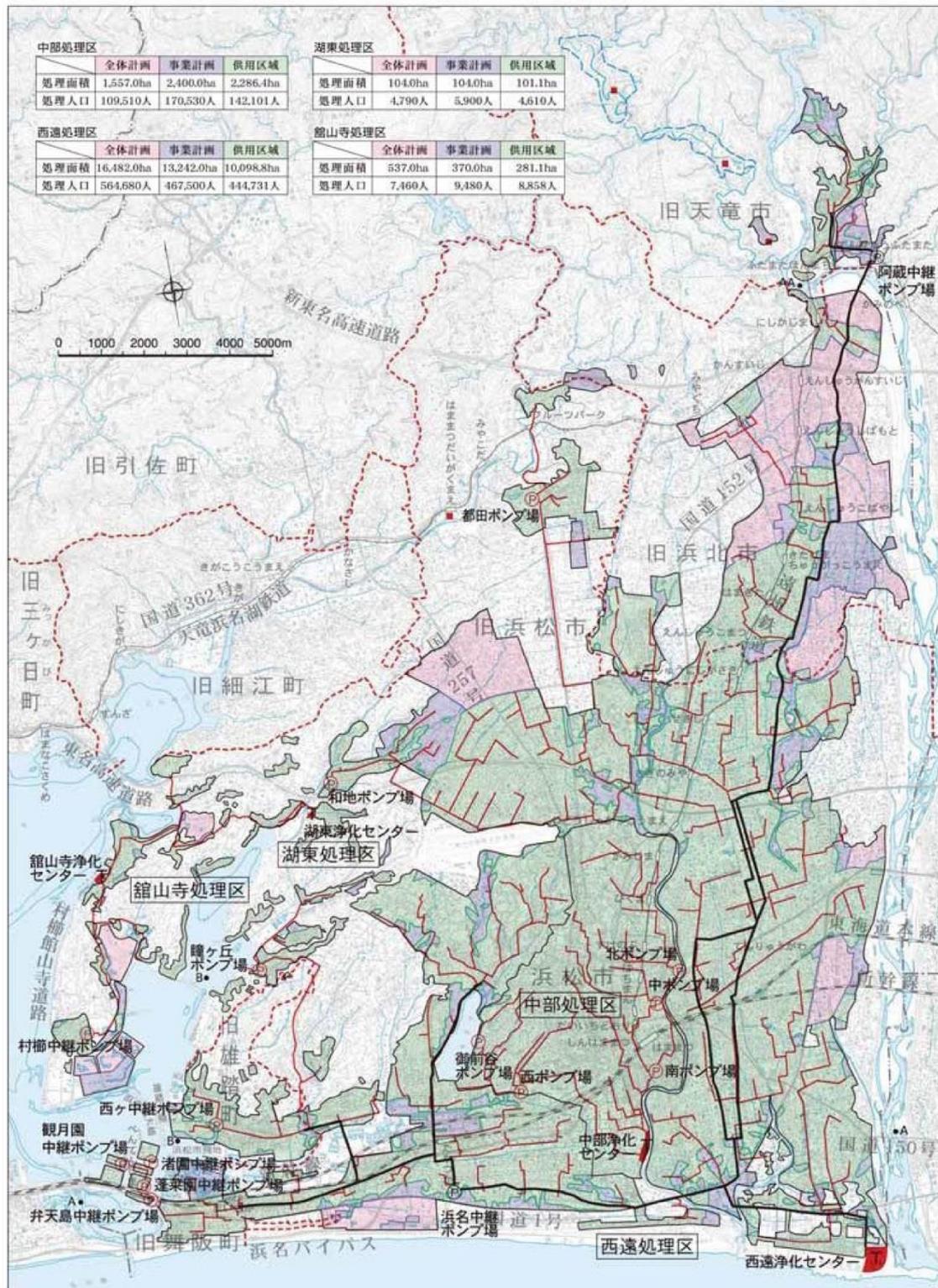
別紙 3—4 (仮称) 阿蔵中継ポンプ場一般平面図



(出典：西遠流域移管に伴う浜松市における先導的官民連携導入(情報整備調査)業務 平成27年3月 浜松市)

別紙4 西遠処理区一般平面図

浜 松 市 (旧浜松市・旧浜北市・旧天竜市・旧雄踏町・旧舞阪町)



(出典：静岡県の下水道 平成26年11月 静岡県)